

事務連絡  
令和7年3月31日

各都道府県水道担当課長 殿  
各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令市水道担当部長 殿  
各政令市下水道担当部長 殿  
（上記 各地方整備局等経由）  
各市町村水道担当部長 殿  
各市町村下水道担当部長 殿  
（上記 各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課 課長補佐  
下水道事業課 課長補佐

#### 水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行について

今般、別紙のとおり、水道・下水道事業に係る国庫補助事業において不適正な事案が確認されました。

各自治体においては、日頃より水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行に努めていただいているところではありますが、今般の事案に留意の上、工事等の進捗管理や事務手続きを適切に行う等、引き続き適正な執行をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知徹底をお願いします。

## 水道・下水道事業に係る国庫補助事業において確認された不適正な事案について

## 1. 不適正な事案の概要

- 令和5年度の簡易水道等施設整備費国庫補助事業において、実施予定の工事・業務を一切発注していないにもかかわらず、契約書・検査調書を偽造するとともに、虚偽の実績報告等を行うといった不適正な事務処理を確認。
- 同自治体では、令和5年度の社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）においても、関係書類の偽造や未竣工工事（繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き工事を施行）といった不適正な事務処理を確認。
- さらに、同自治体に関する令和4年度以前の水道・下水道事業に係る国庫補助事業についても調査を行ったところ、補助対象外の事業への補助金等の充当や、関係書類の偽造等の不適正な事務処理を複数確認。

## 2. 原因と再発防止策

当該自治体から報告のあった、原因と再発防止策は以下のとおり。

- 水道・下水道事業に係る国庫補助事業の工事と補助金事務について担当職員1名で事務処理を完結する体制となっており、管理職員や複数の職員による工事等の進捗管理や関係書類等の確認が不足していたことから、再発防止策として、水道と下水道のそれぞれの係の設置等により事業執行体制を強化、工事担当と補助金事務担当の分担や管理職員の定期的な進捗確認等によりチェック機能を強化
- 不適正な事務処理を行った担当職員の公務員倫理が欠如していたことから、再発防止のための全庁的な対応として全職員向けのコンプライアンス研修の実施を徹底 等

## 3. 国土交通省の対応

- 令和5年度の国庫補助事業については、未竣工工事であったことや補助金等の交付決定内容に反した不適正な事務処理が行われたことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、法という。）第17条第1項の規定に基づき、水道・下水道ともに交付決定した全額を取消し。
- 令和4年度以前の国庫補助事業については、一部の契約等において補助対象外事業への充当等の交付決定内容に反した不適正な事務処理が行われたことから、法第17条第1項の規定に基づき、水道・下水道ともに交付決定の一部を取消し。

国 水 下 第 6 3 号  
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長  
( 公 印 省 略 )

下水道基幹施設耐震化事業実施要綱の施行について（通知）

下水道基幹施設耐震化事業の交付に関して、「下水道基幹施設耐震化事業実施要綱」を別添のおおりに定め、令和7年4月1日より施行することとしたので、通知する。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知されたい。

## 下水道基幹施設耐震化事業 実施要綱

### 第1 通則

下水道基幹施設耐震化事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 目的

本事業は、令和6年能登半島地震において復旧が長期化する要因となった、下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化を計画的・集中的に実施することにより、強靱で持続可能な下水道システムの構築を推進することを目的とする。

### 第3 事業主体

本事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体（上下水道耐震化計画を策定済みの団体に限る。）とする。

### 第4 対象事業

本事業の対象となる事業は、地方公共団体が実施する以下の施設の耐震化事業とする。

- (ア) 終末処理場の揚水、沈殿、消毒機能を確保するために必要な施設
- (イ) 終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設
- (ウ) 流域下水道の管渠及びポンプ施設

### 第5 対象事業の要件

本事業の対象となる事業は以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること
- (イ) 全体事業費が5億円以上であること

### 第6 事業計画の策定

本事業の事業主体は、下水道基幹施設耐震化事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

## 第7 補助率等

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に規定する率（ただし、下水道法以外の法令により補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率。）

## 第8 事業計画の公表

事業主体は、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第9 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第10 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

国 水 下 第 68 号  
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿  
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿  
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課長  
( 公 印 省 略 )

### 下水道基幹施設耐震化事業実施要綱の運用について

令和 7 年 3 月 31 日付国水下第63号により、下水道基幹施設耐震化事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

### 記

#### 1. 定義

- (1) 本事業における「上下水道耐震化計画」とは、令和 6 年 9 月 24 日付国官参水第64号・国水水第201号・国水下第26号国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）、水管理・国土保全局水道事業課長、下水道事業課長通知「上下水道耐震化計画の策定について」に規定するものをいう。
- (2) 「終末処理場の揚水、沈殿、消毒機能を確保するために必要な施設」とは、揚水、沈殿、消毒機能と一体的に機能する施設、設備を含むものとする。

#### 2. 下水道基幹施設耐震化事業計画の内容

事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業の位置
- (2) 事業内容
- (3) 補助金の算定根拠
- (4) 事業効果

**(様式) 下水道基幹施設耐震化事業 (〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)**  
**事業計画書**

**1 事業の位置**

〇〇処理場 (〇〇県〇〇市〇〇) (処理場等名称 (住所))

**2 事業の内容**

(記載例)

処理施設

処理場の揚水機能、沈殿、消毒施設の耐震化

管路施設

- ・管渠の補強 (管更生工法 〇〇km)
- ・マンホール浮上防止工 (〇基)

ポンプ施設

- ・機械電気設備一式の耐震化

**3 補助金の算定根拠**

総事業費〇〇億円

(記載例)

単位：百万円

年次計画及び年割額								
工事内容		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計	事業量
管路施設	〇〇幹線耐震化工事	60	60	20	20	20	180	2,000m、 25基
処理施設	〇〇処理場耐震化工事	200	100	100			400	
ポンプ施設	〇〇ポンプ場耐震化工事	150	200	200	50		600	

**4 事業効果**

(記載例)

上下水道耐震化計画に位置付けた、処理場の耐震化率の向上 (〇%⇒〇%)、管渠の耐震化率の向上 (〇%⇒〇%) 等

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
（以上地方整備局等  
下水道事業担当課長等経由）  
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長  
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

） 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課 企画専門官

### 令和7年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

### 記

#### I. 計画等

##### 1 測量設計費について

以下の①～⑬の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

- ①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。
- ②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、その他の施設計画の検討業務。

- ④合流式下水道の改善に係る検討（特定水域合流式下水道改善事業計画の策定を含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び令和5年度までに下水道法施行令に基づき実施された合流式下水道緊急改善事業についての評価の実施に係る調査。
- ⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoTを用いるものを含む。）業務。
- ⑥ディスプレイ導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。
- ⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。
- ⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。
- ⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。
- ⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。
- ⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設設計等を実施する業務。
- ⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。
- ⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。
- ⑮汚泥等の肥料・燃料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等の成分分析、肥料・

燃料の試験又は分析を含む)、複数処理区の汚泥等(他の污水处理施設から発生する汚泥及び汚泥以外のバイオマスを含む。(以下同じ。))の集約処理や複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理に係る計画の検討業務。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」(平成29年9月15日付け国水事第38号)に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

## 2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会資本整備総合交付金交付要綱「イ-7-(1)、ロ-7-(1)通常下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

## II. 管渠

### 3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

- 流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の $1/3$ となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね1,000人以上となる地点に決定できるものとする。

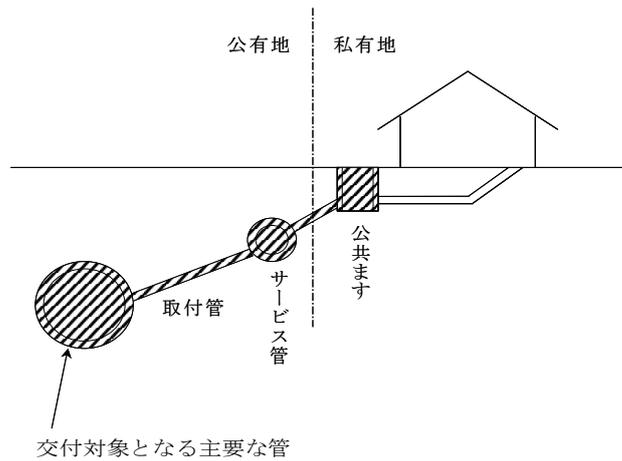
1) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第62号)の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。

(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の $1/3$ 、または処理人口1,000人で決定する必要はない。)

- 大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難しい場合については個別に相談されたい。

### 4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について



公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠（以下「サービス管」という。）を敷設した方が経済的に有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

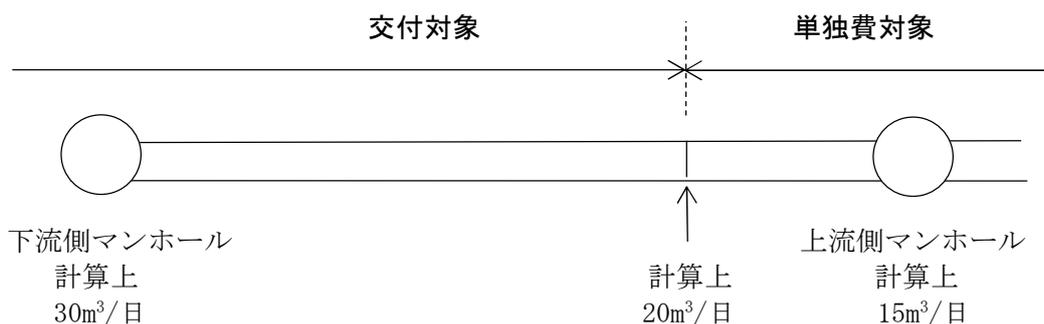
#### 5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠（地方単独費で施工する管渠）に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

#### 【参考】

5について

（例）一般市(乙)の分流式の污水管渠で第2種の場合  
（予定処理区域の面積：100ha 以上）



#### 6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管（ネットワーク管を含む。）を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設とした場合の仮想の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築につ

いて既存管渠を2条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

#### 7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

#### 8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

#### 9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器は、交付対象とする。

#### 10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用についてⅧ 1.（2）①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

#### 11 光ファイバー対応管について

光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

#### 12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。

②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グラインダーポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。

③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。

④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。

⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とする。

### 13 貯留・浸透施設について

下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせることで整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面積とみなすものとする。

### 14 汚水に関する下水道管渠の維持更新について

汚水に関する下水道管渠の維持更新については、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年告示第 1705 号）第 6 項第 10 号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

#### ①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が 95%以上とする。

#### ②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第 2 条の 2 の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されないまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

#### ③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1) 当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2) 管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

### 15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和 3 年 4 月 2 日国水事第 1 号）3（8）において、「令和 2 年度までに設計を実施したもの」とは、令和 2 年度予算にて設計業務に着手し、令和 3 年度内に完了したものを含むこととする。

### 16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成 15 年 5 月 30 日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占有条件により指示された面積についても交付対象となる。

### Ⅲ. 処理場

#### 17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

#### 18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について

必要性が認められれば交付可能である。

#### 19 場内配管の更生工事について

一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。

#### 20 汚泥処理設備について

下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。

### Ⅳ. 共通

#### 21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について

改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。

#### 22 工事施工調整会議（通称）について

公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。

#### 23 下水道工事に関する施工合理化調査等について

下水道用設計標準歩掛に関する施工合理化調査や土木工事積算基準に関する諸経費動向調査等に係る調査費用については、交付対象となる。

#### 24 補償費の取扱いについて

交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。

#### 25 アスベスト対策について

ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。

26 耐震化について

布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化の一環として実施可能である。

27 処理施設等の津波対策について

「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。

28 下水道施設のネットワーク化について

改築時に必要となる機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化・二条化施設に関し、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象となる。

29 圧力管の二条化について

圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。

30 雨量レーダーの設置について

雨量レーダーについては、XRAIN の活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAIN の情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。

31 コンセッション等 PFI 事業における SPC 運営経費について

コンセッション等 PFI 事業における SPC の活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。

32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について

下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。

なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。

33 効果促進事業について

下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果促進事業の対象としていることに留意されたい。

- ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
- ・ 排水ポンプ車の整備
- ・ 内水ハザードマップを活用した防災訓練
- ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施
- ・ 広報活動, 環境教育の推進(学校教育への支援等)
- ・ 下水道 BCP の策定
- ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
- ・ 排水設備の設置・耐震化促進(間接補助)
- ・ カラーマンホール蓋の設置(主要な管渠に付帯するものに限る。)

都道府県下水道担当課長殿  
政令指定都市下水道担当部長殿  
(以上地方整備局等下水道事業担当課長等経由)  
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿  
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐  
下水道事業課 企画専門官(事務)

### 下水道施設の改築に係る運用について

下水道施設の改築については、「下水道施設の改築について」(令和4年4月1日付け国水  
下事第67号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知(以下、「課長通知」  
という。))により通知しているところですが、その運用について下記のとおり定めましたので  
適切な事業執行方お願いします。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知  
徹底方お願いします。

### 記

- 1 課長通知記2(2)の「特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等」とは、以下の  
場合とする。
  - ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定  
し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
  - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障  
をきたす場合
  - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコ  
ストの観点から改築することが経済的である場合
  - ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N<sub>2</sub>  
O)排出量を削減する場合
  - ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公  
共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上さ

せる必要がある場合

- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

2 課長通知記4の「他の事業制度に基づく計画」とは、以下の計画とする。

- ① 下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画
- ② 令和6年9月24日付国官参水第64号・国水水第201号・国水下第26号国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）、水管理・国土保全局水道事業課長、下水道事業課長通知「上下水道耐震化計画の策定について」に規定する上下水道耐震化計画
- ③ 「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下事第13号)」により策定を要請している耐水化計画
- ④ 特定水域合流式下水道改善事業に基づく特定水域合流式下水道改善事業計画
- ⑤ 下水道脱炭素化推進事業に基づく下水道脱炭素化推進事業計画
- ⑥ 下水汚泥肥料化推進事業に基づく下水汚肥料化推進事業計画

3 設置後の経過年数が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条の規定に基づく処分制限期間を経過している下水道施設を改築する場合、かつ、当該施設が改築時において交付対象施設である場合は、改築に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。

なお、既施設と別の位置に施設を改築する場合（経済性の観点から有利である、あるいは維持管理の継続性の観点からやむを得ない場合に限る。）にあっても、同様の扱いとする。

4 上記3の場合、残存価額の設置時補助率相当額（注）を国庫に返還することは要しないが、撤去・処分にあたり発生物件が生じた場合は当該物件の売却価額の改築時補助率相当額を国庫に返還するものとする。

5 上記4における国庫への返還は、当該改築事業における交付金額から当該返還額を控除する方法によることができる。

- 6 国庫補助により設置されたが、改築時には交付対象とならない下水道施設を処分・撤去する場合の残存価額の補助率相当額については、上記3に示す処分制限期間を経過している場合、国庫補助金の返還を要しない。
- 7 民間等が設置した下水道施設(処理場、管渠等)で、地方公共団体が下水道法に基づく適切な施設であることを確認及び位置づけを行い、適切な維持管理を行ってきたものについて改築を行う場合は、改築時に交付対象施設であれば交付対象とすることができる。
- 8 その他
  - 1) 改築事業の実施に伴い、既存施設の存する土地の用途廃止を伴う場合においては、経過年数の如何に関わらず「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第22条の承認を受けるものとする。
  - 2) 令和4年4月1日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐、下水道事業課課長補佐(事務)事務連絡「下水道施設の改築に係る運用について」は廃止する。

(注)設置時補助率相当額とは、施設の設置時と改築時における補助率が異なる場合の、設置時における補助率のこと。

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿  
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課長

#### 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和 7 年 3 月 31 日付け国官会第 25830 号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、令和 6 年 3 月 29 日付け国水下事第 51 号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記 1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記 2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。以下同様。）を導入することを、下記 3. のとおり交付要件とする。
- ④ 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 5. のとおり令和 3 年度以降の交

付要件とする。また、人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 5. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記 6. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記 7. のとおり交付要件とする。
- ⑦ 人口 10 万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていることを、下記 8. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方お願いする。

## 1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

### (1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（令和 4 年 4 月 1 日付け国水事第 67 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

### (3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

### (4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

### (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

## 2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

### (1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下水事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

### (3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

### (4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

### (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

### 3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

#### <参考>コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

#### 4. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

#### 5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

#### 6. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

## (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が原則3億円以上と見込まれる事業。(ただし、令和2年3月31日時点で詳細設計に着手しているものを除く。)

## (3) 新技術導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたってはB-DASH実証技術適用表(国土交通省下水道部)及びB-DASHプロジェクト導入ガイドライン(国土技術政策総合研究所)を参考にされたい。

## (4) 国土交通省への報告

(1)に該当の地方公共団体が(2)に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の3月末日までに別添様式3により国土交通省まで報告されたい。

## (5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

## 7. PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

※別紙1:「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ」を併せて参照されたい

### (1) 対象地方公共団体等

人口10万人以上の地方公共団体等(流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が10万人以上の場合とする)。

### (2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業(ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く)。

### (3) PPP/PFI提案窓口の設置

(1)の地方公共団体等が、(2)を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度(以下「要望年度」という。)の4月1日までに、ホームページ等に、民間企業からのPPP/PFIの導入に関する提案窓口を設置すること(別紙2:「民間企業からのPPP/PFIの導入に関する

提案窓口の設置イメージ」参照)。

#### (4) 事業見通しの公表

(1) の地方公共団体等が、(2) を実施する場合には、要望年度の4月1日までに、対象事業の事業見通し(事業名や対象施設)を公表すること(例:令和6年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和5年4月1日時点での実施見通しの公表が必要)。

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等(下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画(又はその簡略版)、経営戦略等)に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができる。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

#### (5) PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DB 等とする。また、民間提案については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)第6条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

#### (6) 民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

(1) の地方公共団体等が、民間企業から、(2) に関する補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を、要望年度の6月30日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)<sup>1</sup>」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

#### (7) 国土交通省への報告

(6) で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び(6) の検討結果に関する報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式4により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6) のうち補助対象事業費の合計が30億円以上と見込まれる事業又は(6) の検

---

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_minkanteiansuishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf)

討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣府から、追加の資料提出を求める場合がある。

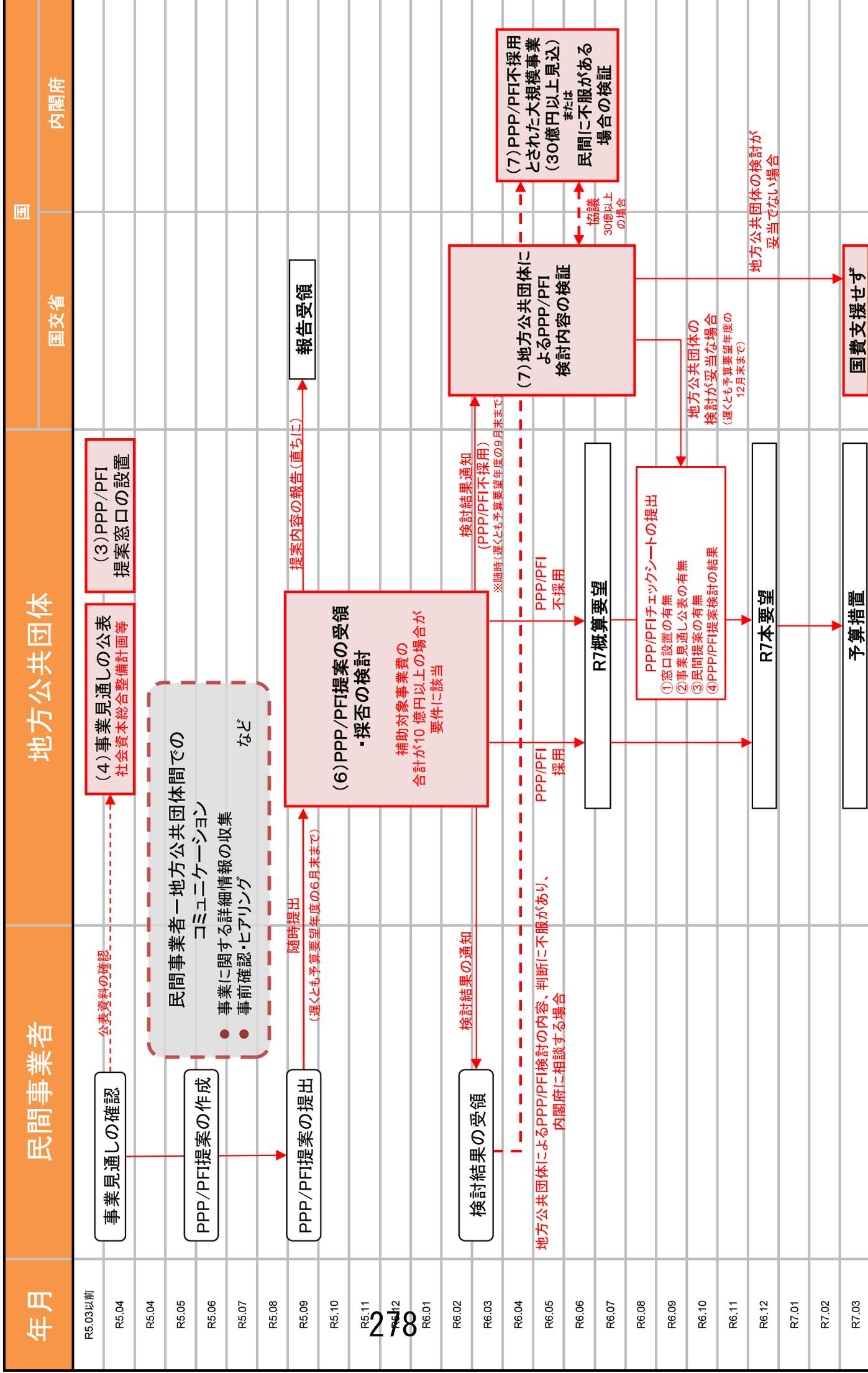
(8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R7年度要求の事例)

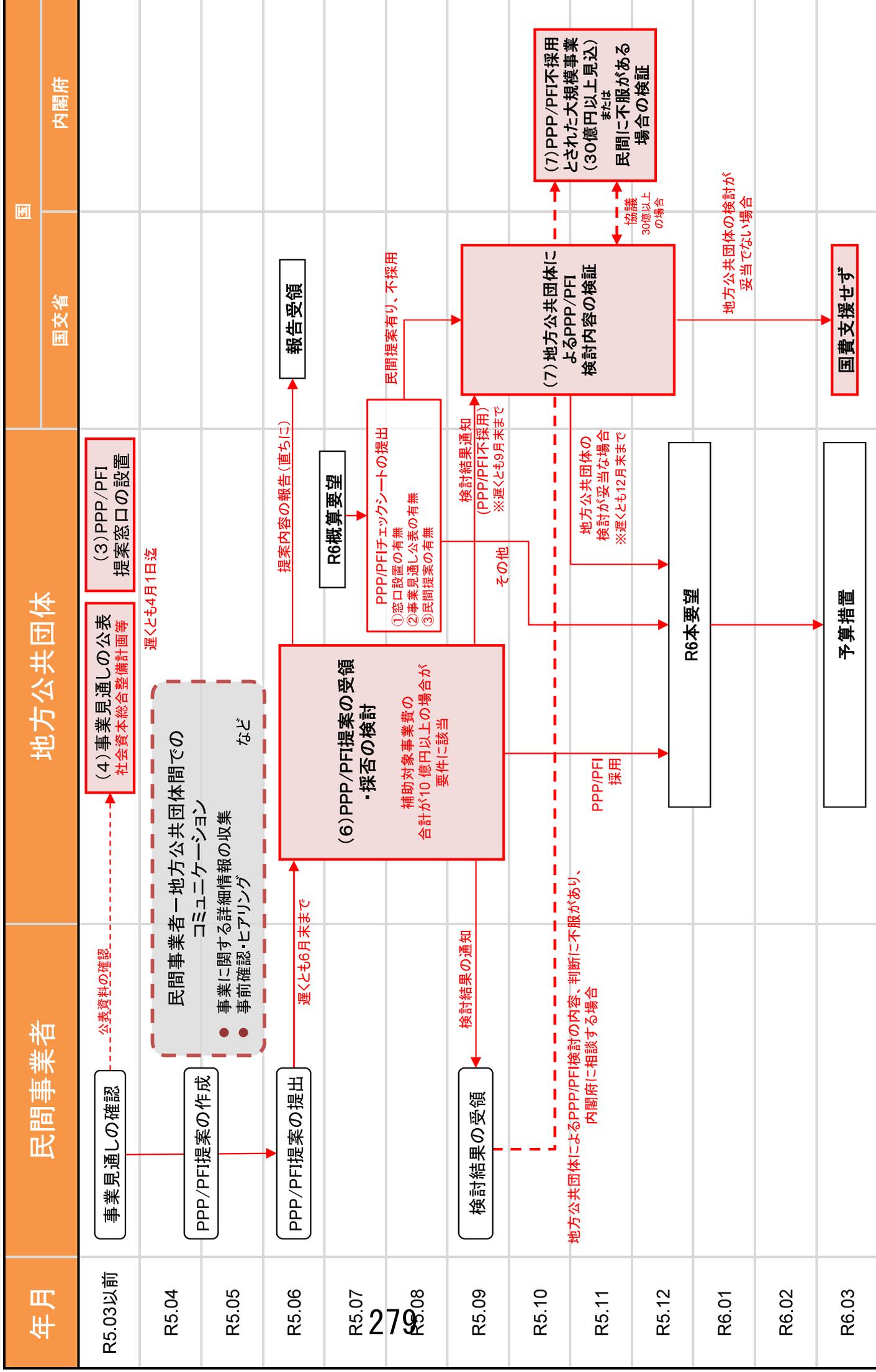
※通常の場合

別紙 1



# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R6年度要求の事例)

※最もスケジュールがタイトな場合



## 民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

## 〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- [〇〇市社会資本総合整備計画](#)
- [〇〇市公共下水道事業計画](#)
- [〇〇市下水道ストックマネジメント計画](#)
- [〇〇市下水道経営戦略](#)
- [その他](#)

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- [PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル\(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室\)](#)
- [国土交通省下水道部 HP（各種ガイドライン）](#)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電 話：\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail：[\\*\\*\\*\\*\\*@city.\\*\\*\\*\\*\\*.lg.jp](mailto:*****@city.*****.lg.jp)

国水企第121号  
国水下第64号  
国官参水第200号  
令和7年4月7日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
(以上地方整備局等

下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿  
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

上下水道企画課長

下水道事業課長

大臣官房参事官(上下水道技術)  
(公印省略)

### 社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について

令和7年3月31日付け国官会第25830号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 水道・下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 水道・下水道事業のうち下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市(政令指定都市を除く。)町村に対しても、この旨周知方よろしくお願ひする。

### 記

#### I. 下水道浸水被害軽減総合事業

##### 1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

(1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な

地区を以下のとおりとする。

- ・ 駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
- ・ その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
- ・ 国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区

(2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。

- ・ 養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設

(3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。

- ・ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

(4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。

- ・ 対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
- ・ 内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。

また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。

- ・ 放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
- ・ ポンプ施設の耐水化を行う場合については、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。

イ) 効率的雨水管理支援型

(1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。

- ・ 浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

## 2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

(1) ④に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・ 樋門等とは、樋門及び樋管とする。
- ・ 自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できるようにすることとする。
- ・ 無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フラップゲートの設置等）とする。
- ・ 遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。

(2) ⑤に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。

- ・ ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
- ・ 耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。

- (3) ⑥、⑦に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
  - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。
- (4) ⑥、⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枿及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
  - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
  - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

#### イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
  - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

### 3. 下水道浸水被害軽減総合計画

- (1) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に下水道浸水被害軽減総合計画を記載するものとしているが、雨水管理総合計画に(3)の事項を定めている場合は、この限りではない。
- (2) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。
- (3) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項（流域水害対策計画を策定してい

る場合は④のみ)を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。

- ① 対象地区の概要及び選定理由
- ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
- ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
- ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
- ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
- ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
- ⑦ その他必要な事項

#### 4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設（3.（1）に該当する場合は同等の施設）は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

## Ⅱ. 下水道総合地震対策事業

### 1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業における「上下水道耐震化計画」とは、令和6年9月24日付国官参水第64号・国水水第201号・国水下第26号国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）、水管理・国土保全局水道事業課長、下水道事業課長通知「上下水道耐震化計画の策定について」に規定するものをいう。
- (2) 終末処理場の防災拠点化を実施する場合、下水道BCPに以下の事項を記載することとする。
  - ①当該処理場が災害時の支援者の活動拠点であることの位置づけ
  - ②災害時の支援拠点としての立ち上げ手順

### 2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点・避難地」とは、以下のとおりとする。
  - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
  - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
  - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な者を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
  - ・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
  - ・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「重要物流道路」とは、以下のとおりとする。
  - ・道路法第四十八条の十八に基づく重要物流道路。
- (5) 「イー7ー(2) 2. ア)の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7ー(2) 2. ア)」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7ー(2) 2. ア)」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (6) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
  - ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は除く。

### Ⅲ. 特定水域合流式下水道改善事業

#### 1. 交付対象事業の要件

- (1) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が10億円以上であること。
  - ・「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める計画期間5年間以内に実施予定の事業の合計額が10億円以上であることとする。
- (2) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること。
  - ・費用便益比が1を超えていることが確認できる
  - ・費用効果分析は、合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁に伴う河川浮遊物等の回収や河川清掃作業、底泥の浚渫作業等の実績を勘案して算出する。また、「下水道事業における費用効果分析マニュアル（令和5年9月改定）」による算出も可能とする。
- (3) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること。
  - ・「多様な主体による協議会等」とは、地域の水環境へのニーズを的確に把握し、事業への合意形成を図るため、環境・河川部局、地域住民・団体、企業等で構成される組織等である。
  - ・「地域の合意形成が図られている」とは、①地域の水環境や水辺利用の計画が定められているまたは、②協議会等が設置され、具体的な水域の目標が設定されていることである。
- (4) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること。
  - ・多様な主体との取組みと合わせて合流式下水道の改善対策が実施する計画となっていること。
  - ・河川事業等とは、河川部局による河床の整正、堆積物等の浚渫、浄化設備の設置等や、環境部局による雨天後の河川のモニタリング調査等、地域住民・団体による清掃活動、水辺や水生生物の調査等が考えられる。
- (5) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値の超過などが確認されていること。
  - ・「雨天後の水質調査」は、以下のとおり行うこととする。
    - ①採水は、雨天後48時間程度を目安に行うことを基本とする。
    - ②水質調査回数は、年間2回程度とする。  
(既存の水質調査データを活用することもできる。)
    - ③上記を除くその他の水質調査方法は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に準じる。

#### 2. 特定水域合流式下水道改善事業計画における留意事項

- (1) 特定水域合流式下水道改善事業計画は、特に対策を必要とする特定の水域ごとに策定することを原則とする。

- (2) 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に特定水域合流式下水道改善事業計画を記載する。
- (3) 下水道法事業計画との関係  
特定水域合流式下水道改善事業計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

#### IV. 都市水害対策共同事業

##### 1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

##### 2. 留意事項

###### (1) 事業計画の作成

- 1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- 2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
  - ① 対象地域の概要  
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
  - ② 事業期間  
年次計画の概要等
  - ③ 整備効果  
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
  - ④ ネットワーク化施設等の概要  
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
  - ⑤ 河川管理者との事業実施区分  
施工区分等

###### (2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

###### (3) 施設の運用方法及び維持管理

1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

## V. 下水道整備推進重点化事業

### 1. 交付対象事業の要件

本事業の対象は、以下（１）または（２）に該当するものとする。

- （１）「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業。

なお、本要件については予定処理区単位で確認することとするため、重点アクションプランには本事業の適用を受ける処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

- （２）アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合に、当該自治体を実施する事業。

ただし、当該自治体は、目標の達成に向けた加速化のための具体的な取り組みを「チャレンジ宣言」として定め、「下水道整備推進重点化事業チェックシート」（別紙）内に記載の上、予算要望に併せて提出すること。

なお、以下の場合は対象外とする。

- ・汚水処理施設整備が概成（汚水処理人口普及率が95%以上）している場合
- ・当該地方公共団体の下水道使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改訂を行っていない場合

### 2. 交付対象事業の内容

本事業の対象は、1.（１）または1.（２）の要件を満たす予定処理区内の管渠及びこれを補完するポンプ施設とする。

### 3. 留意事項

- （１）1.（１）に基づき事業を実施する市町村は、重点アクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- （２）1.（１）に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- （３）1.（１）に基づき事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（１）の要件を満たしていることを要件とする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（１）の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。
- （４）1.（１）の要件については、予定処理区単位での適用を基本とするが、複数の予定処理区を1つにまとめて適用することも可とする。

下水道整備推進重点化事業  
チェックシート

記入日：  
都道府県：〇〇県  
市町村：〇〇市  
都市区分：一般市（甲）  
種別：第2種

1. 下水道処理人口普及率及び未普及対策に関する事業費の状況

下水道処理人口普及率の状況及び見直し 未普及対策に関する予算投入（予定）額（百万円単位）

年目	年度	下水道処理人口普及率 (各年度末)	前年度からの進捗率	H28年度末からの年平均進捗率	下水道処理人口普及率の見直し	下水道処理人口普及率の見直し (加速化後)	国費	補助対象事業費	単独費	総事業費 (単独費含む)
0	H28	68.29%					200	400	300	700
1	H29	69.78%	1.49%	1.49%			200	400	300	700
2	H30	70.19%	0.41%	0.95%			250	500	300	800
3	R1	71.36%	1.16%	1.02%			200	400	300	700
4	R2	71.78%	0.42%	0.87%			250	500	400	900
5	R3				72.65%	73.52%	350	700	454	1,154
6	R4				73.52%	75.27%	(400)	(800)	(500)	1,300
7	R5				74.40%	77.01%	(400)	(800)	(500)	1,300
8	R6				75.27%	78.76%	(400)	(800)	(500)	1,300
9	R7				76.14%	80.50%	(400)	(800)	(500)	1,300
10	R8				77.01%	82.24%	(400)	(800)	(500)	1,300

※R2年度以前は執行ベース、R3年度は予算ベースで記入すること

※R4年度には要望額を、R5年度以降は予算投入額の現時点での見直しを記入すること

前年度末までの下水道整備年平均進捗率で整備を進めた場合のR8年度末推計値：	77.01%	①
アクションプランで定めた下水道処理人口普及率の目標値：	80.96%	②
前年度末までの下水道整備年平均進捗率の倍のペースで整備を進めた場合のR8年度末推計値：	82.24%	③

平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率：	0.87%	④
アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率：	1.53%	⑤
「平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率」×2：	1.74%	⑥

判定 ④<⑤<⑥ ○

2. 経営に関する状況

( R3.3.31 時点（見直し含め）で最新のデータで記載願います）

下水道使用料単価（円/㎡）：	108	≧	150		判定：	×	○
経費回収率（%）：	72	≧	80			×	
現行使用料施行年月日： H25.4.1	使用料施行年数：	8	<	15		○	

3. 下水道整備目標の達成に向けた「チャレンジ宣言」

「下水道整備推進重点化事業」の活用にあたり、目標達成に向けた取組を「チャレンジ宣言」として記載してください（自由記述）

- 令和〇年度の未普及対策に関する予算投入額を〇〇円に増額する。
- 下水道担当職員（未普及担当職員）を〇〇名増員する。
- 令和〇年〇月までに、現在のアクションプランを見直し、下水道処理人口普及率の目標値を〇〇%とする。
- 令和〇年度から設計施工一括発注方式を採用する。
- 低コスト技術（下水道クイックプロジェクト）を採用する。

## VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

### 1. 定義

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
  - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
  - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のとりまとめ（デジタル化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあつては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

### 2. 交付対象事業

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。
  - ① スtockマネジメント実施の基本方針
  - ② 施設の管理区分の設定
  - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
  - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

## VII. 下水道広域化推進総合事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		計画処理 人口(人)	摘 要
				晴天日最 大(単位 立方メートル)	雨天日最 大(単位 立方メートル)		
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	20,000	-	25,600	計画下水量(日最大) 15,200m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  〇〇衛生センターの機能を廃止し、 希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第5表、処理施設を有さない場合は第4表）に次のように記載する。

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  〇〇浄化センターへの汚 水受け入れに伴い、〇〇 農業集落排水処理施設 を廃止。

- (3) 「管渠等の撤去等」として交付対象となる事業については、埋設管のモルタル充填など、施設の存置によって他の施設に影響を与えない措置を含む。なお、終末処理場の撤去は交付対象とならない。

## 2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

## 3. 留意事項

- (1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合
- 関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
  - 「下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
  - 計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。
- (2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合
- 本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。

- ・ 交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。
- (3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合

1) 事務委託の内容

- ・ 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- ・ 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- ・ 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- ・ 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

2) 下水道事業計画の定め方について

- ・ 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合に当たっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。
- ・ 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第5表)

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設的能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第5表)

処理施設調書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町  E町大字 △△	300  (○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m <sup>3</sup> /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l  脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m <sup>3</sup> /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日	
	.	.	.	.	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	11t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	.	.	.	.	
	沈砂池			流動焼却炉	50t/日相当分

## Ⅷ. 下水道リノベーション推進総合事業

### 1. 交付対象事業

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。
- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
  - ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
  - ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
    - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
    - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
  - ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
    - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
    - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
  - ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
  - ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
    - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。
- (3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

## 2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
  - ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。
  - ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。

なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。
- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。
  - ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針
  - ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要
    - ・計画対象区域
    - ・除・排雪状況
    - ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要
    - ・当面の事業実施計画
  - ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。
- (3) その他、「Ⅶ. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「Ⅶ. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

## Ⅸ. 新世代下水道支援事業制度

### 1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

### 2. 交付対象事業

- (1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枵及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
  - ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
  - ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。
- (2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。  
測定項目等  
水素イオン濃度、水温、浮遊物質量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、磷含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。
  - ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な枵、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
  - ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
  - ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。
- (3) 用地に関する交付対象事業の範囲について  
事業実施のために新たに用地の確保を要する場合には、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。  
但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

### 3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。  
また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

## X. 下水道地域活力向上計画策定事業

### 1. 目的

- (1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式(DB)、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及びコンセッションを含むPFI方式等とする。
- (2) 他の污水处理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティプラント、し尿処理施設等の污水の適正処理のための施設とする。

### 2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の污水处理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザー費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューディリジェンス)を含むものとする。

### 3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

## XI. 内水浸水リスクマネジメント推進事業

### 1. 交付対象事業

「内水浸水想定区域図の作成」の交付対象事業の範囲は、下水道による浸水対策に係る区域（下水道による浸水対策を実施すべき区域を検討する上での検討対象範囲を含む。）とし、計画降雨や既往最大降雨、想定最大規模降雨などのうち、複数降雨を対象とするものも含むこととする。

## XII. 下水道情報デジタル化支援事業

### 1. 定義

- (1) 「地理情報システム（以下、GISとする。）を基盤としたデータベースシステム」とは、下水道施設の管理等を目的に、主に位置情報を含む図形属性情報と文字属性情報で構成されるデータ等を地図上で表現するデータベースシステムのことである。
- (2) 「管渠等の施設情報や維持管理情報など」とは、以下のものとする。
  - ① 予定処理区域及び予定排水区域等の面積や境界線、管渠やマンホール、ます等の位置、吐口の位置及び放流先の水位など下水道台帳の図面に必要となる情報
  - ② 施設管理の高度化を図るために必要となる管渠やマンホール等の施設情報や維持管理情報、ストックマネジメント情報及びそれらに関連する図面や写真等
  - ③ 浸水防止の観点から実施するシミュレーション等に必要となるポンプ施設や貯留施設等に関する情報
- (3) 本事業における「クラウド化」とは、災害対応や維持管理業務の効率化等を目的として、施設情報や維持管理情報が管理されているデータベースサーバ等に庁舎外からアクセス可能な状態の構築を指す。

### 2. 交付対象事業

- (1) 「クラウド化に係る業務等」として交付対象となる事業は、以下の通りとする。
  - ① 管渠等の施設情報や維持管理情報などのデータを整備し、GISを基盤としたデータベースシステムとして利用できるようにする業務
  - ② ①を行うにあたって必要となる測量等の業務  
なお、GISを基盤としたデータベースシステムの構築、改修、保守並びに利用に係る業務については、交付対象事業にあたらぬ。
  - ③ クラウド化する際に必要となる、データ変換業務
  - ④ クラウドサービスを利用するにあたってのシステムの初期導入費

### 3. 留意事項

クラウド化した情報の活用計画は、以下の事項を定める。

- ① クラウド化する情報の概要
- ② クラウド化した情報の活用方法

例) 点検調査結果の現場入力等による維持管理業務の業務効率化、  
災害時における支援自治体への情報提供や調査結果の現場入力等による災害

対応の迅速化、連携先の自治体や民間企業への情報提供等による広域連携や官民連携の推進 等

### XIII. 下水道温室効果ガス削減推進事業

#### 1. 交付対象事業

- (1) 「地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討」とは、下水道施設から排出される温室効果ガスの測定や排出削減のために必要な対策検討とし、対策として下水道施設以外の施設との連携が必要な場合には、当該施設の調査も含むこととする。
- (2) 「温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備」とは、温室効果ガスを削減することを目的として、従来の運転管理手法を変更するための計測機器や制御装置を設置・更新することとし、温室効果ガス削減効果が見込まれないものは交付対象事業にあたらぬ。